

令和 7 年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第 1 回）議事録

■日時 令和 7 年 4 月 14 日（月） 午後 3 時 30 分～午後 4 時 57 分

■場所 対面及びオンラインの併用

■出席委員

柳会長、奥部会長、荒井委員、飯泉委員、高橋委員、速水委員、水本委員、横田委員、
渡部委員

■議事内容

環境影響評価書案に係る質疑及び審議

世田谷清掃工場建替事業【1 回目】

⇒ 選定した項目【大気汚染】【悪臭】【騒音・振動】【土壌汚染】【地盤】【水循環】【日影】【電波障害】【景観】【廃棄物】及び【温室効果ガス】について、質疑及び審議を行った。

令和 7 年度
「東京都環境影響評価審議会」
第一部会（第 1 回）
速 記 録

令和 7 年 4 月 14 日(月)
対面及びオンライン併用

(午後 3時30分 開会)

○藤間アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、東京都環境影響評価審議会第一部会を始めさせていただきます。

本日は御出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日の委員の出席状況でございますが、事務局より御報告申し上げます。現在、委員12名のうち9名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより、令和7年度第1回第一部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出がございます。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○奥部会長 分かりました。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。

なお、本会議の傍聴はウェブ上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○藤間アセスメント担当課長 傍聴人の方が入室されました。

○奥部会長 ただいまから、第一部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議(1回目)となります。

それでは、次第1の「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席いただきます。

事業者の方、入室してください。

(事業者入室)

○奥部会長 よろしいでしょうか。

審議の進め方についてですが、審議は今回を含めて計4回とする予定となっております。3回目に審議結果をまとめ、4回目は総括審議となります。

事業者の出席は、今回を含め3回を予定しています。

今回は1回目の審議となりますので、委員の皆様には、事業計画の内容など確認したい点や疑問点などについて、御担当いただいている評価項目に限らず、幅広く質疑を行っていただきたいと考えております。

では、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、資料1を御覧ください。

資料1は、「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案について、都民の意見書及び事業段階関係区長の意見をまとめたものになります。

意見書等の件数ですが、都民からの意見が2件ございました。

また、関係区長からの意見は、世田谷区長の1件がございました。

合計して意見書等の件数は3件ございました。

まず、都民からの主な意見でございます。

水質汚濁については、「プラスチックを混焼していることから、使用している水にPFAS汚染がないか心配。敷地内の井戸水などもPFAS汚染の有無について調べるよう求める」との意見がございました。

土壌汚染については、「環境確保条例の基準をクリアしたということだが、EUで焼却炉の排ガス中の規制値がある12種類の重金属類はきちんと調査することを求める」との意見がございました。

景観については、「工場棟について、高さが6m高くなり、面積も広くなる。建て替えるたびに巨大化することは周囲に圧迫感や不安感を感じさせ、樹木による緑が少なくなるおそれがあり、環境が悪くなる懸念がある」との意見がございました。

温室効果ガスについては、「処理能力600tは現状の2倍であり、CO2の排出量も2倍となる。CO2を現状の2倍にするような規模は、環境影響を考えた場合、見直すべきである」

その他として、事業計画等に関する意見がございました。

続いて、関係区長からの主な意見でございます。

世田谷区長からの意見を要約して御説明いたします。

大気汚染として、「事業実施に当たっては、建設機械・工事車両等による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等の影響を最小限に抑えるため、環境影響評価書案に示された環境保全の措置を確実に実施すること」との意見がございました。

また、アスベストについては、「関係法令等に基づき、事前調査を実施すること。また、解体工事中に新たなアスベストが確認された際には、速やかに区へ情報提供し、関係法令に基づき適正に除去及び処分を実施すること」との意見がございました。

また、解体工事中におけるダイオキシン類については、「関係法令等に基づき必要な措置を講じ、飛散防止対策を徹底すること。また、敷地境界において、ダイオキシン類の測

定を行うとしているが、加えて測定結果を区民が分かるよう速やかに公表すること」との意見がございました。

騒音・振動については、「工事施工中において、建設機械の稼働による騒音及び振動については、評価結果において基準値は下回るとしているが、南側は都立砧公園が位置し、北側には住宅が多く存在していることから、低騒音型・低振動型の建設機械や工法を確実に採用し、一層の騒音・振動の低減を図ること」との意見がございました。

また、「工事施工中の工事車両及び施設稼働後のごみ収集車両等の走行の影響による騒音については、現状で環境基準を超えている地点があることに鑑み、建替えに伴う影響を最小限とするよう一層の騒音の低減を図ること」との意見がございました。

土壌汚染については、「現況調査を実施できなかった既存施設が存在する範囲及び除却や土地の改変が伴う場合において、関係法令に従い土壌汚染調査を確実に実施すること。また、汚染が判明した場合は、速やかに区へ報告を行うとともに、関係法令等に則り適切に処理すること」との意見がございました。

その他については、「環境影響評価の手続きを進めるに当たっては、関係する情報を適時・適切に地域住民へ情報提供するとともに、丁寧な説明に努め、十分な理解が得られるよう努めること」との意見がございました。

環境影響評価書案に係る見解書において、事業者の見解が記載されておりますので、詳細はそちらを御覧いただければと思います。

説明は以上です。

○奥部会長 ありがとうございます。

今の説明の内容につきまして御質問がありましたらお願いしたいと思います。

なお、事業内容、評価書案に関する質問については、この後の事業者の説明の後をお願いいたします。

何か御質問等はございますか。よろしいでしょうか。

○渡部委員 水質汚濁、土壌汚染担当の渡部です。

今ちょうど画面に映していただいている、都民からの主な意見の中で、水質汚濁に関して「プラスチックを混焼していることからPFASの汚染がないか心配」ということなのですが、ここの焼却炉の対象は可燃ごみだったかと思いますが、プラスチックを混焼しているというのは、可燃ごみの中に容器包装以外のプラスチックが結構入っているために、そのあたりを気になるということと、敷地内に井戸水などが存在するのでしょうか。

○奥部会長 では、この時点でお答えいただきますか。それとも、事業者の説明の後にまとめて今の点も御説明いただいたほうがいいでしょうか。

○藤間アセスメント担当課長 そうですね、一度、事業者から評価書案の説明がございますので、その上でお答えも一緒にしていただければと思います。

○奥部会長 では、渡部委員から今2点御質問ございましたが、後ほど事業者の方から御説明いただいた後に、今の2点についてもお答えいただくということでお願いいたします。
ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(無し)

○奥部会長 では、まず、事業の内容、評価書案の内容について、事業者の方に説明をしていただきまして、その後に委員の皆様から御質問いただくことにさせていただきたいと思っています。

では、事業者から、各選定項目の予測評価について説明をお願いいたします。

なお、ウェブによるオンライン会議でもありますので、説明される事業者の方は冒頭でまず自己紹介をしていただきまして、併せて、他の出席者についても最初に御紹介ください。その上で御説明をお願いいたします。

○事業者 私は、東京二十三区清掃一部事務組合と申します。本日はよろしくお願いします。

○事業者 私は、環境アセスメントを担当しております国際航業株式会社と申します。よろしくお願いします。

○事業者 それでは、私から評価書案を用いて事業概要及び予測評価の結果について御説明させていただきます。

評価書案17ページの航空写真を御覧ください。

本事業の計画地は東京都世田谷区大蔵1丁目にあり、環境に影響を及ぼすおそれのある地域は世田谷区内のみの範囲となっております。

計画地は都立砧公園の北側に位置しており、周辺は低層または中高層の住宅があります。

本事業は、既存世田谷清掃工場を建て替える事業となり、計画地は現在と同じ場所となります。

評価書案47ページ、図6.3-8を御覧ください。

工事用車両やごみ収集車両等は、原則として、東側に面している環状8号線を経由して搬入、搬出を行います。

車両に関する予測地点は、環状8号線の北側と南側の2地点と、計画地と砧公園の間を

東西に通過する用賀七条通りの、計画地から見て東側の1点としております。

可燃ごみの処理能力は、既存工場が1日当たり300tに対し、新工場は1日当たり600tとなります。

高さは既存建物が約31mですが、新工場は約37mとし、煙突は既存のものと同じ100mとします。

ごみの焼却による熱エネルギーを利用した発電ですが、既存工場の年間約3,565万kWから年間約1億1,381万kWとなり、より有効にエネルギーを利用いたします。

既存の世田谷清掃工場は平成20年に竣工した2代目の工場でしたが、新工場は3代目の工場となります。

それでは、環境影響評価書案の内容について御説明いたします。

評価書案60ページの表7-1を御覧ください。

予測評価項目は、東京都環境影響評価条例に示す17項目のうち、本事業が環境に影響を及ぼすおそれのある大気汚染、悪臭、騒音・振動などの11項目を対象といたしました。

評価書案の2ページを御覧ください。

ここからは、第4章、評価の結果に沿って御説明いたします。

まず、大気汚染です。

1つ目は、工事の施行中の建設機械の稼働に伴う排出ガスです。

浮遊粒子状物質の2%除外値が0.035mg、二酸化窒素の98%値が0.043ppmで、いずれも環境基準を下回っており、大気への影響が小さいものと考えます。

次に、工事用車両の走行に伴う排出ガスです。

浮遊粒子状物質の2%除外値が0.029mg、二酸化窒素の98%値が0.039ppmで、いずれも環境基準を下回っており、大気への影響は小さいものと考えます。

次に、工事完了後の施設の稼働に伴う煙突排出ガスです。

年平均値を算出する長期予測は、二酸化硫黄の2%除外値が0.003ppm、浮遊粒子状物質の2%除外値0.031mgなど、全ての項目で評価の指標を下回っており、大気への影響は小さいものと考えております。

短期予想は上層逆転層発生時について1時間値の予測を行いました。いずれの項目も評価の基準を下回っており、大気への影響は小さいものと考えております。

次に、ごみ収集車両等の走行に伴う排ガスです。

浮遊粒子状物質の2%除外値が0.029mg、二酸化窒素の98%値が0.037ppmと、こちらも

環境基準を下回っており、大気への影響は小さいものと考えます。

次に、悪臭です。

工事完了後の施設稼働に伴う臭気ですが、敷地境界、煙突等気体排出口、汚水処理設備放流槽における排出水において、いずれも規制基準を下回っており、悪臭の影響は小さいものと考えます。

4 ページを御覧ください。

次に、騒音・振動です。

まず、工事の施行中の建設機械の稼働に伴う騒音・振動です。

騒音は、解体土工事が76dB、躯体プラント工事が80dBで、評価の指標を下回っており、影響が小さいものと考えます。

振動も、解体土工事が61dB、躯体プラント工事が68dBで、評価の指標を下回っており、影響は小さいものと考えます。

次に、工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動です。

騒音は、昼間64～71dBであり、2 地点で環境基準を上回るものの、現況からの増加分は0～2 dBであり、現況と同程度と予想されます。

工事の実施に当たっては、工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等により騒音の低減に努めることから、騒音の影響は小さいと考えます。

振動は、昼間43～54dB、夜間38～52dBであり、全ての地点で評価の指標を下回ることから、影響は小さいものと考えます。

次に、施設の稼働に伴う騒音・振動です。

騒音は、昼間、朝、夕、夜間、いずれも48dB、振動は昼間、夜間、いずれも27dBで、評価の指標を下回っており、影響は小さいと考えます。

次に、ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動です。

騒音は昼間、64～71dB、夜間56～71dBであり、1 地点の昼間以外で環境基準を上回るものの、現況からの増加分は0～2 dBであり、現況と同程度と予測されます。

ごみ収集車両の走行に当たっては、速度厳守の注意喚起を行うなど、騒音の低減に努めることから、騒音の影響は小さいと考えます。

振動は、昼間43～54dB、夜間36～55dBであり、全ての地点で評価の表を下回ることから、影響は小さいと考えます。

次に、6 ページを御覧ください。

土壌汚染です。

まず、土壌中の有害物質等の濃度です。

現況調査を行った範囲で、有害物質溶出量及び含有量、ダイオキシンについて、基準値等を下回りました。

さらに、現況調査未実施の範囲においても、既存施設の除去や、土地の改変に先立ち関係法令に基づいた調査等を実施し、土壌の汚染が認められた場合は、関係法令に基づき適正に対策を講じます。

次に、地下水への溶出の可能性の有無です。

現況調査を行った結果、地下水中の有害物質及びダイオキシン類について、環境基準を下回りました。

また、有害物質溶出量が全ての地点で環境基準を下回っており新たに土壌が汚染されているおそれがないことから、工事の実施が地下水汚染を引き起こすことはないと考えます。

次に、新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無です。

現況調査を行った範囲においては、土壌汚染は生じないと予測します。

また、現況調査を行えなかった範囲においても、今後、除去や土地の改変に先立ち、土壌汚染状況調査等を実施し、汚染が確認された場合は、関係法令に基づき適切に対策を講じることから、新たな地域に土壌汚染を拡散させることはないと考えます。

次に、地盤です。

まず、工事の施行中の掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度です。

掘削工事においては、十分に安定性が確保されている山留壁や地盤アンカー工法及び部分的に鋼製支持工等を採用し、さらに必要に応じて切梁支保工を設ける等、山留壁面への土圧、水圧に対する補強を行います。

また、定期的に水準測量を行い、異常があった場合は適切に対処します。

次に、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度です。

掘削深度の深い地域は、遮水性の高い山留壁により地下水の流入を防止することから、計画地周辺の地下水位を著しく低下させることはなく、流況が大きく変化することはないと考えます。

また、盤膨れ等が生じるおそれがある場合には、ディープウェルまたは必要に応じてリチャージウェル等を設置して、周辺地下水の水位及び流況への影響を防止する等の対策も

講じます。

次に、工事の完了後の地下構造物の存在による地盤の変形の範囲及び程度です。

計画建設物の地下構造物は、土圧、水圧に耐える十分な剛性を持つものとする計画です。これにより、山留壁及び地下構造物によって地盤の安定性が保たれ、地盤の変形の程度は小さいものと考えます。

なお、地下躯体工事完了後から地盤が安定するまでの期間で水準測量を実施し、異常があった場合には適切に対応します。

次に、工事完了後の地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度です。

地下水の流況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりから見ると小さく、局所的であり、地下水は構造物の周辺を迂回して流れると考えられます。よって地下水の水位及び流況への影響及び計画地周辺の地下水の変動による地盤沈下の範囲及び程度は小さいと考えます。

8 ページを御覧ください。

次に、水循環です。

まず、工事の施行中の掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地下水の水位、流況の変化の程度です。

掘削工事に先立ち、遮水性の高い山留壁により掘削区域を囲み、各帯水層からの湧水の抑制及び下側から回り込む地下水の流入を防止することから、計画地周辺の地下水位を著しく低下させることはなく、流況が大きく変化することはないと考えます。

また、地下水位観測を行い、異常があった場合には適切に対処します。

次に、工事の完了後の地下構造物の存在による地下水の水位及び流況の変化の程度です。

地下構造物の規模は、地下水面の広がりから見ると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられます。また、計画建物の地下躯体工事完了後から地下水の状況が安定するまでの期間で地下水位の測定を行うことから、地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さいと考えます。

次に、地表構造物の存在等に伴う雨水の表面流出量の変化の程度です。

条例に基づく必要な緑地面積以上を確保することで、現況からの地表面流出量の変化はありませんでした。

また、施設の運営にあたり、機能維持及び雨水流出抑制施設等、雨水貯留槽や緑地の適切な管理に努めることから、雨水の地表面流出量の変化は小さいと考えます。

9 ページを御覧ください。

次に、日影です。

まず、冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況、変化の程度についてです。

計画建築物による日影時間は、各規制対象区域の規制時間内です。

また、煙突の高さは既存と同じ約100mで、位置はおおむね変わりなく、日影の範囲は現況と比べ、おおむね変わりありません。したがって、冬至日における日影の状況の変化の程度は小さいと考えます。

次に、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度です。

住宅等に対する計画建物による日影時間の増加は最大で約30分にとどまることから、特に配慮すべき施設等への日影の影響は、実行可能な範囲でできる限り抑えられると考えます。

次に、電波障害です。

工事完了後の遮蔽障害については、電波障害要確認範囲も含めた範囲が地上の一部や公園、道路にも現れますが、影響が生じる住宅等はありません。

また、計画建物等に起因する電波障害が発生した場合には、障害状況に応じた適切な対策を講じることにより、電波障害は解消されと考えます。

10ページを御覧ください。

次に、景観です。

フォトモンタージュは409ページ～416ページに掲載しておりますので、併せて御覧ください。

まず、主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度です。

計画建築物の最高高さは既存建築物より約6 m高くなりますが、煙突については既存と同じ高さである約100mとする計画です。また、周辺環境に調和した色合いにし、計画建築物等の視認性を和らげ、景観の質を高めることで、緑豊かな住宅地に溶け込むような世田谷らしい景観にふさわしい景観構成要素になると考えます。

また、煙突は区民公募のコンペによるデザインを継承する形で、区民の風景に対する愛着を高めることにつながると評価されています。

以上のことから、景観に対する大きな変化を及ぼさないものと考えます。

次に、圧迫感の変化の程度です。

計画建築物の最高高さは6 m高くなりますが、計画地近傍における形態率の変化は約0.3～1.7ポイントの範囲にとどまります。

また、工場棟の色彩や形状については、世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とし、工場棟周囲には高木等を配置することで圧迫感の軽減を図る計画とします。

11ページを御覧ください。

次は、廃棄物です。

まず、工事の施行中の廃棄物の排出量、再資源化量及び処理処分方法です。

既存施設の解体及び撤去並びに計画施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで、約9.5万 tと予想されます。併せて、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、東京都建設リサイクル推進計画の再資源化率等の目標値を満足します。

また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分し、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理処分いたします。

次に、建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法です。

計画施設の建設に伴い発生する建設発生土は約2.9万 m³ですが、埋め戻さなかった建設発生土は東京都建設発生土再利用センター等の受入基準に適合していることを確認の上、搬出します。

ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処分いたします。

次に、工事完了後の廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法です。

施設の稼働に伴い排出する主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥の量は年間約2万 tです。

飛灰は、重金属類の溶出防止のため、薬剤処理により安定化を行い、飛灰処理汚泥とします。

主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、埋立基準に適合していくことを確認した上で埋立処分します。

なお、主灰については、セメント原料化による資源化を図り、埋立処分量の削減に努め

ます。今後、セメント原料化以外の方法で、焼却灰の資源化について推進し、埋立処分量のさらなる削減に努めます。

最後に、温室効果ガスです。

工事完了後の温室効果ガスの排出量及びそれら削減の程度ですが、計画施設では電力、都市ガスの使用及びごみ焼却によって約20.3万 t の温室効果ガスが排出すると予測しますが、発電及び余熱利用によって約5.6万 t の温室効果ガスの削減が見込まれ、総排出量は約14.6万 t と予測します。

本事業では、ごみ発電等のエネルギー有効利用を実施するとともに、太陽光の再生可能エネルギーを積極的に活用します。また、高効率モーターやLED照明の導入等により、エネルギー使用量を削減します。したがって、温室効果ガスの排出量は、可能な限り削減できると考えます。

以上で11項目全ての説明が終わりました。

私どもとして、これまで説明したとおり、環境への対策を行うことで、本事業による工事中及びその後、新工場の稼働による環境負荷への影響を小さくしてまいりたいと思っております。

以上です。

○奥部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま説明いただきました内容について委員から御質問や御意見をいただきたいと思いますが、最初に、先ほど渡部委員から御質問のあった2点についてお答えいただければと思います。

まず、プラの混燃について、これは製品プラと一緒に燃やされているのかという点と、それから、井戸水、井戸がそもそもあるのかどうかということですね。2点目はそちらになります。お願いいたします。

○事業者 まず、プラスチックのことですが、製品プラスチックに関しましては、今、各区のほうで分別収集が始まっています、それにおいても工場に入ってくる製品プラスチック等はあるという現状となっています。それに伴い、PFASですか、それに使われているものはとても少ないと考えておりまして、焼却に関して特に大きな影響を与えるものとは考えておりません。

井戸水に関しては、災害、非常用水源としての井戸水はありますが、飲料水として使う予定はございません。

○奥部会長 渡部委員、今お答えいただきましたが、いかがですか。

○渡部委員 すみません、順番を無視して発言してしまい申し訳ありませんでした。

先ほどの市民からいただいた質問に対する回答の説明は、また別途、この後あるのでしたでしょうか。

○奥部会長 ないですね。

○藤間アセスメント担当課長 はい。見解書のほうを御覧いただくということでお願いできればと考えております。

○渡部委員 先ほどの説明をもって回答とされているということですかね。

○奥部会長 回答というか、先ほど御説明いただいた内容に加えての御説明はないので、質問されたい点がございましたら、今出していただければと思います。

○渡部委員 はい。ありがとうございます。

見解書のほうも見ながら聞いていたのですが、都民の皆様からの御意見として「プラスチックを混焼しているからP F A Sの汚染が心配だ」という質問に対しての回答として、「P F A Sが現状評価対象になっていないから調査しない。」という杓子定規的な回答というのはいかななものだろうか、都民の懸念に対して真摯に回答していないと考えます。

別の部署等でP F A S問題、地下汚染の問題などが非常に問題になっていて、リスク評価の観点から問題がない、健康上の直ちに問題があるわけではないという状況ではあります。基準値を超えたということで非常に大騒ぎされているということもありまして、それに対して、心配がないというところを真摯に説明する、「評価対象になっていないから知らない。」というふうに回答するのは、都民の意見に正しく答えていないと思うのです。

なので、このあたりは、「定められた際には適切に対応しておきます。」というような回答ではなく、先ほど御回答いただきましたとおり、P F A Sの発生源となるような原材料が混入している割合は低いすとか、水質、汚染に浸透するようなことはない、そういった汚染が生じるようなおそれは構造上ないというような、真摯な回答をしていただきたいと思います。

ついでに、土壤汚染に対する御意見でもあったのですが、どなたかプロの方がいらっしゃるのか、「E Uでの排ガス中の規制値にある12種類の金属類についてはきちんと調査することを求める。」という御意見がありまして、このあたりも、私も詳しくは存じ上げないですが、これの12種類に対して、事業者の見解として10種の有害物質を調査していますと回答されていますが、この10種というのは、こういう回答をされると、12種類の金属の

うちあたかも10種類測定しているように感じるのですが、土壤汚染対策法に入っている10種は、都民の意見の方が提案されている12種類とは全く違う種類、全然カバーされていないと思うのです。

これも先ほどと同じで、基準値にないから測っていないというお話かもしれませんが、現時点で土壤汚染対策法で規制されている金属類のお話なので、金属類に対する回答をされたほうがいいのではないかと感じました。

長くなって申し訳ありません。以上です。

○奥部会長 ただいま御指摘のありました、都民から出された意見への回答の仕方、回答の内容についてですが、真摯な回答になっていないのではないかと御意見ですが、いかがでしょうか。

○事業者 こちらの見解について、ちょっと不足ではないかということですが、関係法令に従って適切に測定して対応はしていきたいと思います。関係基準にないものについては判定基準もないもので、難しいところもあるところを御承知いただきたいと思います。

○渡部委員 法令上はその通りなのですが、多分、都民の意見として聞きたいのはそういうことではないのかなというのは一応お心留めいただいて、今後、問題になってから対策するのではなく、現時点の可能な範囲で安心安全な計画であるということを説明いただいたほうがいいのではないかと御意見です。

○奥部会長 何かありますか。どうぞ。

○事業者 国際航業です。

補足的に説明させていただきますと、今回のプラント排水につきましては、全て下水道放流ということで、直接地下水に浸透することはないと考えておりまして、基本的には住民の方が御心配されている地下水のP F A Sに関する水質汚染については、直接的なものはないと考えております。

あと、P F A Sのうち、暫定値が定められているP F O SとP F O A、あと要調査項目になっているP F H x Sですか。こちらにつきましては、過去に事業活動などの影響による土壤汚染とか地下水汚染が考えられますが、P F O S、P F O Aにつきましては、現在は製造、輸入が原則禁止されておりまして、P F H x Sにつきましても2024年2月に製造、輸入が原則禁止されております。

廃棄物の焼却に伴ってこれらの物質がダイオキシン類のように新たに生成されることはありませんので、過去に製造されたP F O SとかP F O A及びP F H x Sを含む製品の焼

却に伴い、わずかに排ガス中に含まれる可能性はありますが、排ガス、大気環境、土壌汚染に関してはこれらの基準値が設定されておりませんので、こちらにつきましても、先ほどの地下水の回答のとおり、今後の国等の動向を踏まえながら適切に対応していく形になるのかなと考えております。

○渡部委員　ありがとうございます。

そのとおりだと思いますので、私も汚染が生じるとか、今後増えていくとは思っていないのですが、今までP F A S類、もちろん規制対象になっているものは既に製造、輸入禁止になってはいますが、過去にたくさん残っているものが現状問題になっているというわけなので、そういうことがこれ以上問題になっていないということ、今後適切に対応していただきつつ、多分一番の回答は、最初に御説明されたとおり、清掃工場から発生するような排水等は地下水に汚染されるようなことのなく適切に処理していますということと、P F A Sについても今後の動向を見ながら適切に対処してまいりますというような回答の仕方をされたほうがよいのではないかと考えます。

以上です。

○奥部会長　最後に渡部委員からありましたように、回答の内容としては、先ほど最後に御説明いただいたような内容を回答すべきではないかということですが。

○事業者　次の評価書をつくり上げるときに検討いたします。

○奥部会長　よろしくお願いいたします。

井戸水については、検査はしていच्छゃいますか。P F O S、P F O Aについての検査というのはされているのでしょうか。

○事業者　現状はしていないという状況です。

○奥部会長　していच्छゃらないですね。

ということは、今、暫定目標値は水道水についてありますが、それしか基準が今ないので、50ナノグラム／ℓ、そちらに照らしてどうかという現状も把握されていないという状況なのですね。

○事業者　はい。現状はしておりません。

○奥部会長　おそらくそのあたりも住民の方は知りたい情報だと思うのですね。それも含めての御質問だと思うので、本来であれば、井戸水をこれから一時的に使用するというのであれば、ちゃんと水質検査をされたほうがいいと思います。その値も確認した上で使用すると。使用して大丈夫かどうかですね。ということも思いました。御検討いただけますで

しょうか。

○事業者 はい、検討いたします。

○奥部会長 よろしく願いいたします。

渡部委員、よろしいでしょうか。

○渡部委員 はい。ありがとうございます。

○奥部会長 それでは、ほかの委員の方も御意見等をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

水本委員、どうぞ。

○水本委員 史跡・文化財担当の水本です。

3点質問させてください。

まず1点目ですが、私は埋蔵文化財等に関わることを気にしているのですが、地下構造に関する図面が、こちらの評価書案ですと21ページ、24ページ、25ページ、26ページ、31ページ、40ページ、41ページと7か所、たしか出てくるかと思います。

そのうち21ページ、24ページ、図面番号のほうがいいですかね。

図ですと例えば図6.2-6とか、そのあたりですが、21、24、31、40、41ページというのは地下の構造がかいてある図面があるのですが、立面図ですと25、26ページには載っておらず、解体の図面等々にはかかっているということで、ちょっと読み解きづらいといえますか。

地下が、こちらの最初に出てくるところで深さ19.1mの既存が、25mになるというところが書いてあるのですが、どこがどう変化するかというのがちょっと分かりづらいのですね。

これは、私の観点で言いますと、埋蔵文化財等々に関わるところでどういうふうに見たら、考えたらいいかというのが読み解きが難しいので、できればこのあたりは、どこの地下が掘削されていくのかという部分をもう少し明示いただけないかと思います。

これがまず1点で、あと2つ、そのまま続けさせていただきます。

第2点目は景観のことですが、世田谷美術館のところがこの地域では非常に著名な美術館で、かなり活発に活動されておられるので、美術館からの眺望というのを非常に気にしているのです。

世田谷美術館前からの景観というのを411ページに載せてくださっているのですが、どちらかというと、美術館の眺望というところでは、美術館を含めた周辺景観ということで、

世田谷美術館の建物を見たときに、このあたりどうかというのが少し気になる場所です。

美術館を気にしていただいているのは非常にいいと思うのですが、美術館からの眺望というのは、美術館に立ったときというより、美術館の建物を含めた景観がどうなっていくのだろうかというのが、私のほうでは気になっております。

3点目ですが、文化財については、とりあえずは確認をしないということで進めておられるようなのですか、こちらの理由としては、周辺の遺跡が350mが一番近いというところで、あまりないからというような評価だったのですが。

理由としては、砧公園という公園のところが非常に広く周囲にあるために、あまり開発の機会がないので、周辺にもし遺跡があったとしても、発見され得るような状況が今までにはあまりなかったというような理解で私はおります。

周辺の世田谷区をもう少し俯瞰して見たときに、このあたりは非常に、高台のところに遺跡がたくさん分布しておりますので、工事の期間中に出てくる可能性が高いと見ております。

その点については評価書案の中にも言及されており、不時発見の場合にはやりますよというくだりがあるのですが、計画にあまり織り込まずに不時で発見された場合に、非常に遺跡調査の期間等を圧迫したり、あるいは、むしろ工事の期間も圧迫され得るということで、ある程度遺跡の存在が予想されるのであれば、やはり書かれている事前相談により早く動いて、できれば試掘調査等の対応を取られるほうがいいのではないかと考えておりますが、そのあたり3点、今の地下構造の図への対応、それから、景観のチェックで1つ追加が欲しいなというところ、もう1つは文化財の対応で、試掘調査ということをどのように考えておられるか、3点お伺いさせていただきます。よろしくお願いします。

○奥部会長 では、お答えをお願いいたします。

今の時点でお答えできないことがあれば、また次回までに御準備いただくということもあるかと思っております。

○事業者 まず、1点目の断面図につきましては、既存建物が40、41ページにありまして、それを踏まえまして、新しい工場、計画している工場はどのような形になるかお示しできる方向で検討したいと思います。

3点目になりますが、試掘の調査のほうですね。2代目工場を建てたときも出てこなかったということと、現在工場があるのでどうしても掘れないという状況がありますので、

こちらのほうは出てきたら適切に対応したいと思っております。

あと、美術館からの景観のほうは次回お答えしたいと思います。

○奥部会長 水本委員、いかがですか。

○水本委員 1と2については分かりました。

それで、3のところですが、これは十全な期間が取れるという前提で今のお答えを受けていいということですね。

よくあるのが、工事中に発見されたから、時間がないから急がなくてはいけないというようなことを言われる事業者さんがいるのですが、ある程度試掘というのをやれば期間というものも予測がつく場合がありますので、それができない、場合によっては十全な期間が取れるというのは、取るつもりがあるよというような意味での施行中の対応ということで了解してよろしいでしょうか。それだけ確認させてください。

○奥部会長 いかがでしょう。

○事業者 こちらのほうは、23区全体のごみの焼却に関係して計画を立てて建替えを行っておりますので、十分な期間が取れるかと言われると、ちょっと取れないという現状があります。

以上です。

○水本委員 お答えのうち、なかなか試掘調査を入れられる場所がないということは、現状建物が建っておりますから、その辺は私も理解するところなのですが、実際物理的に無理だということです。

ですが、今申し上げたように、1に戻りますが、1の質問をさせていただいた中では、既存建物と新規の建物で地下掘削の範囲が重ならない場所がもし出てくるとしたら、そこは試掘調査を入れられる可能性がありますので、そのあたり現状で、図面に表れないところが、私はちょっと判断しかねます。

ですので、今の最後のお答えについて大丈夫だというふうには、位置がもし表現されていて、なるほど、どちらもしっかり重なっていますねというところであれば、納得するところはあるのですが、次回以降の1番をお示しいただいた時点で、もう一回そのあたりは確認させていただきたいと思います。

こちらでお答えは結構です。ありがとうございます。

○奥部会長 よろしいでしょうか。では、今の流れで。

○事業者 はい。検討してお答えしたいと思います。

○奥部会長 よろしく願いいたします。

それでは、高橋委員、その後、横田委員でお願いいたします。

○高橋委員 騒音・振動を担当しております高橋と申します。よろしく願いいたします。

質問が2点あります。

まず1つは工事中の騒音に関する質問で、評価書案の282ページに工事中の騒音に関する評価結果のまとめの表が載せられています。

8.3-42、この表です。これを見ると、躯体プラント工事の場合の騒音が、④の地点、敷地境界の西側の地点で最大になると。その最大値が80dBで、規制基準ぎりぎりになっているということが分かります。

ぎりぎりであっても満足するということにはなるのですが、一応ぎりぎりということで、何らかの特段の対策をしたほうがいいのではないかと思いますので、現時点でどういうことをお考えなのかを教えていただければと思います。それが1つ。

もう1つは、車両の通行に伴う騒音に関してですが、284ページに、まず工事用車両の走行に伴う騒音の8.3-44、この表です。これがあります。

②の地点と③の地点で右端に載っている環境基準を超過しているのですが、③に関しては、環八の沿道ということで現状でも超過していて、現状からの変化がそれほどないということで、仕方がないと思います。

上の②のほうです。これは用賀七条通りというのですかね。ここが環境基準60dBのところ、現況で62dB。それに対して、工事用車両が走行するとプラス2dB、64dBに上がってしまうと。

ここは環八の沿道ではなくて、ちょっと住宅街に入った場所なので、若干、2dBの上昇であっても、やはり何らかの影響、影響はかなり大きく出てくる可能性があるので、これを気をつけてほしいということ。

車両の走行に伴う騒音に関してもう1つ、288ページです。

こちらは、ごみ収集車両、つまり、施設ができた後、ごみ収集車両が走ったときの騒音です。これも先ほどと同じ議論になりますが、真ん中の用賀七条通りのところで、昼間、環境基準60dBのところ、現況で62dBで、ごみ収集車両が走ると64dBと、2dBが上がってしまうと。ここも同じ場所なので、周りが住宅地ということでやはり気をつけてほしいということ。

なので、先ほどの工事用車両とごみ収集車両、両方そうなのですが、別のルートを考え

たり、あるいは、交通量の平準化を図るといような特別な対策をお考えなのかどうかというのをお聞かせください。

その2点です。よろしくお願いします。

○奥部会長 それでは、お答えをお願いいたします。

○事業者 まず、1点目の工事の施行中の騒音ですが、工事期間中、低騒音型の建設機械を採用することや、防音パネル等を採用することで、低減に努めてまいりたいと思います。

○高橋委員 そういう対策を取ることで、予測している80dBよりも、もう少し下げられる可能性があると考えてよろしいでしょうか。

○事業者 こちらのほうは、まだ工事業者が決まっておりませんので、技術提案を出させて低減させる案があるか、そういうのを見ながら判断していきたいと思います。

○高橋委員 分かりました。

勧告基準ぎりぎりとはいえ、満足することには変わりないのですが、それでもできるだけ小さくしていただく努力はしていただきたいと思います。

あと、車両の騒音に関してはいかがでしょうか。

○事業者 こちらにおきましても、収集車両の安全走行等に努めていただき、騒音の低減に努めてまいりたいと思います。こちらは事後調査のほうで測定して、確認していきたいと思っております。

○高橋委員 分かりました。

用賀七条通りというのは、現況でも環境基準を超えているルートになりますが、例えば、他のルートを考えるという可能性はないでしょうか。

○事業者 収集車のルートに関しましては、世田谷区の収集の範囲となっていますので、もし超えるようなことがあれば、情報を提供して検討していきたいと思います。

○高橋委員 分かりました。

工事用車両についてもそういうことでしょうか。

○事業者 工事車両につきましては、一組の所掌範囲なので、そういうことがあった場合は、工事業者と相談して対応していきたいと思います。

○高橋委員 分かりました。

どちらも予測結果が環境基準を超えてしまっているなので、できるだけ低減するような努力をこちらもやっていただきたいと思います。

以上です。

○奥部会長 よろしいでしょうか。

それでは、横田委員、お待たせいたしました。お願いいたします。

○横田委員 第一部会で自然環境分野を担当しております横田と申します。

私も2点お伺いしたいのですが、1つが緑化計画と景観に関すること、もう1つが水循環に関することで御質問させていただきます。

1つ目の緑化計画と景観ですが、緑化計画に関しては、36ページに工事によって除却される樹木の地図などを載せていただいて、緑化面積との対照がなされているわけですが、こちらで敷地の境界や道路の周りなどで、かなり高木の樹幹かなと思われるような樹木も伐採対象になっているかなと思います。

それを反映した景観の予測として、409ページとか410ページに、北東角からとか南東角からの景観の予測が載っているのですが。

例えば、敷地内のヒマラヤスギとかケヤキのような大木、こういったものは景観樹木として、景観のガイドラインでも景観づくりの指針でも、できるだけ保全活用していきましようというような話になると思いますが、こういったものが伐採対象にもしなっていたら、これは予測が整合性を持っていないわけですが、こういった高木に対しては保全がなされるという理解でいいのか。そこに関してお伺いをしたいと思います。

それから、水循環のほうでは、先ほどの概要の説明で、地表面流出量が $0.00\text{m}^3/\text{s}$ と変化がなかったというような表記になっているのですが、変化量として載せられているのかなと思いますが、 m^3/s という単位でいいのでしょうか。

あるいは、流出量というのは基本的には出ていると思いますよね。建物の屋上とか路面からの流出が出ていると思いますが、それが増大しないということなのですが、ということは、緑化の基盤は現状がきちんと保全されるというような前提にあるのか、あるいは、建物上に今、低層棟の上にある屋上緑化のような流出を抑制する緑化施設がその量と同等以上に創出されると考えていいのか、そういったあたりの地表面の性状をきちんと考慮したものなのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

以上2点をお願いいたします。

○奥部会長 それでは、お答えをお願いしたいと思います。

○事業者 まず、1点目についてお答えさせていただきます。

樹木については、保存及び移植する樹木の選定に当たり、樹木医により必要に応じて樹木診断を行い、計画書を作成し、極力保存する、または移植するという方向で行います。

雨水のほうは、道路及び建物に降った雨については、雨水利用槽のほうに貯めまして、構内道路の散水等に利用して、極力表面流水も利用するように努めていきたいと思います。

○横田委員 極力の内容をできるだけ客観的にお示しいただきたいと思います。

見解書の意見の中にも「緑化範囲が建物の圧迫を受けているのではないか」というような意見がありましたが、緑地の質的な部分ですよ。面積でいうと、樹幹のある範囲を緑地と仮に考えるとすると成り立つのかもしれませんが、樹木の補植などでバランスを取るのかもしれませんが。

質的にどの程度変わるのかというのは、やはり、どういった樹木は残されて、どういった樹木が除去の対象になるのかということが分からないと、クエスチョンが残ってしまうので、例えば、角のヒマラヤスギにしても対象になっているのか、なっていないのか、そういったところが、少し情報が不足しているのではないかと思いますし、緑地の質として、基盤がどのようにいじられるのか。

除去するということは多分、ならして一時的に仮置き場所にしたり、工事車両の入る場所になったりすると仮定すると、結構な影響があるのではないかと心配してしまうと思うので、そのあたりの質的な部分を、もう少し情報を出していただきたいと思いました。

2点目の流出量の変化ですが、対策量というのが基本的にはきちんと定められていて、 $600\text{m}^3/\text{ha}$ というのは単位対策量としてあると思いますが、それを満たす手段として、貯留槽だけでいいのかというと、やはりここは谷沢川の上流域ですし、浸透対策があった上での貯留ではないかと思います。

そういったところは、世田谷区土木部の豪雨対策が一生懸命やられて、グリーンインフラの実装などをされているので、ぜひ世田谷区としっかりと協議していただいて、環境をきちんと踏まえた流域対策の在り方を、モデル的にぜひ実践していただきたいと思います。

緑化に関しても、やはり区の景観の考え方をきちんと質的にも整合を取っていただきたいと思います。

以上です。

○奥部会長 ありがとうございます。

では、お答えをお願いいたします。

○事業者 保存樹木に関しましては、今後、計画するに当たって、工事の関係等はあると思いますが、特に工場敷地の木は、北西と北、あと南東にある樹木については極力保存するということを経営条件として計画を立てていきたいと思っています。

雨水の表面流水のほうは、世田谷区と協議して進めてまいりたいと思います。

○横田委員 よろしく願いいたします。

○奥部会長 横田委員。伐採対象となる樹木が実際どういった状態にある、例えば高さだとか樹形といったところがどういうものなのかというところも明確にしていいただきたいという。

○横田委員 基本的には選定して緑の丸を選んでいると思いますよね。単に工事ルートにかかるからというだけではなくて、保全対象にしないという判断のもと除去と書いてあると思います。

ですので、その判断が分かるように、例えば枯損木であるから除去するのだとか、倒木のリスクがありそうな老齢木だから除去するのか、そういったところの判断がきかないので、あたかも緩衝緑地そのものを改変しているように見えてしまうので、そういった理由が分かるような情報が必要ではないかと思います。

○奥部会長 なので、36ページの下の方ですね。なぜこの緑の丸がついている木が選定されたのかという理由も併せてお示しいただく必要があるのではないかと思います。そこらについては御検討いただいて、また次回以降、改めて御回答いただくということをお願いできますか。

○事業者 はい、検討します。

○奥部会長 横田委員、よろしいですか。

○横田委員 はい。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○奥部会長 お願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ、柳会長、お願いいたします。

○柳会長 1つ表記ぶりについて確認したいのですが。

評価書案の190ページの水銀なのですが、これは煙突から出てくるばいじん中の水銀含有量の濃度を測っているという意味の水銀ということなののでしょうか。

水俣条約以降、大防法も改正されて、廃棄物処分場から出てくる水銀についての濃度の排出基準が定められているわけですが、そういう意味で水銀も計測されていると思いますが、大体基本的に一般大気中は、通説によると、2ナノグラム／ m^3 ぐらいで、それはこの資料編にも計測された数値が出ていますが、非常に微量なのですよ。

だから、検出方法もかなり難しいとされていて、それについては環境省がホームページ

で検出方法等についてのガイドラインも出しておりますが、それに準拠して調べられているのかなというのが1つ確認です。

○事業者 今回の御質問の件は、190ページの予測結果のところでしょうか。

○柳会長 はい。

○事業者 こちらにつきましては、煙突排ガスの寄与濃度にバックグラウンド濃度を出した予測結果となっております。

それで、現状の環境中の濃度につきましては、100ページのところでそれぞれの、こちらの190ページにお示ししている予測地点における4期の調査結果を掲載しております。

○柳会長 これは都ないし国が行ったり、一般環境大気測定局の数値をバックグラウンド濃度として取り上げているということですか。それとも、事業者で独自に計測されたということなのでしょうか。

○事業者 これは実際に現地調査で測定を行った結果でございます。

○柳会長 測定方法ですね、手法ですが、こういった水銀含有量の大气中の測定法は幾つか、乾式とか湿式とかいろいろあるのですが、どういう手法を使われてこうなったというようなこと、それは技術指針には具体的に書かれていないので、それは事業者が設定されるのですが、もっと都民に分かりやすく表記していただかないと、これだとどうしてこの数値になっているのかということが分かりにくいと思いますが、いかがでしょうか。

○事業者 測定方法につきましては、評価書の78ページにお示ししております。

○柳会長 表8.1-6ですね。

○事業者 はい。こちらにつきましては、調査計画書の段階でお示ししている調査方法でございます。

○柳会長 この水銀と書かれているのは、基本的にばいじん中の水銀という意味なのでしょうか。煙突から出てくる。

○事業者 いや、煙突ではなくて、環境大気中の水銀の濃度でございます。

○柳会長 事業所から出てくる場合はどういうふうに、それに含まれると考えているのでしょうか。

○事業者 現況の、現施設の煙突から出ている排ガスの寄与分ということですか。

○柳会長 ええ。

○事業者 それにつきましては、現況の濃度に、現在稼働中ですから、現況濃度の中に含まれているという考えになります。

ですから、実際の予測濃度については、現況も含んだバックグラウンド濃度に、さらに予測で煙突から出た寄与分を足し合わせる。若干多め、安全側での予測結果となっております。

○柳会長 なるほど。という説明ですので、そういうことがちゃんと分かるように書いていただくと、都民の方はこうやっているのだと、それから、結果的にこうなって、これは安全率が高いのだとか、理解できると思うのです。

○事業者 それでは、そこら辺も分かるように、評価書の段階でお示ししたいと思います。

○柳会長 よろしく願いいたします。私からは以上です。

○奥部会長 ありがとうございます。

それでは、速水委員、どうぞ。

○速水委員 大気を担当しております速水です。

私から98ページ、表8.1-29、ダイオキシンですね。

この表ですと、各季節に1つずつの測定値が掲載されているのですが、各季節で1個の測定値ということでしょうか。

○事業者 はい、そうでございます。

○速水委員 なるほど。そういうことですね。ちょっとそこが分からなくて、今、資料編も探したのですが、1日データがあって、それを平均したのかと思ったのですが、そこが理解できなかったです。

それと、もう1つですが、現状の排出濃度との比較というのはどこかにありますでしょうか。ダイオキシンにかかわらず、ほかの汚染物質について、現状と建替え後の排出濃度の比較などはありますでしょうか。

○事業者 現状の煙突からの排ガスの濃度ということでしょうか。

○速水委員 そうですね。排ガス諸元。

○事業者 はい。それにつきましては、予測結果との比較は行っていませんので。

○速水委員 いや、予測する必要はなくて、諸元がどう変わるのかというのがないと、分かりやすいと思います。

○事業者 諸元ですね。

○速水委員 はい。

○事業者 予測条件の諸元につきましては、おそらく、現状稼働している排ガスの濃度よりも高めの数字になっているのではないかと考えているのですが。

実際、自主基準値があっても、それよりも測定すると低い値になるのが通例ですので、それを単純に横並びで見ると、現状の施設より悪くなるのという誤解を生む可能性もあるのかなと思います。

それを確認の上で、また次回御回答させていただければと思います。

○速水委員 よろしく申し上げます。以上です。

○奥部会長 ありがとうございます。

飯泉委員、どうぞ。

○飯泉委員 先ほどの横田委員の御指摘の内容と重なってしまうのですが、水循環を担当しております、水循環のところで、今、雨水の貯留をメインで対策されていると思いますが、貯留だけではなくて、浸透にぜひ力を入れていただけたらと思います。国分寺崖線のちょうど上にありますので、ぜひ地下水涵養という観点でも、できるだけ川にそのまま流すことなく、雨を有効に浸透などに使っていただければと思います。

以上です。

○奥部会長 今の御意見に対して、どうぞ。

○事業者 はい。検討をしたいと思います。

○奥部会長 お願いいたします。

ほかはいかがでしょう。よろしいですか。大丈夫そうでしょうか。

私から1点。そもそもこの事業計画についてですが、都民からの意見の中にもございましたが、処理能力600tという、現状から2倍になるという、その必要性について、それに伴ってCO2も倍になるのではないかとといった御意見もありますが、そもそも600tの処理能力が必要なのだという説明が十分に評価書案でなされているかということ、そこが欠けているというふうに考えております。

23区共同処理の中で、将来的に他の清掃工場の建替えもあるし、その分も一時的に引き受ける必要があるとか、現地調査のときにはそういった御説明も直接いただいたところなので、そういった600tが必要なのだということを、できるだけ、それこそ定量的に、客観的にお示しいただかないと、なぜこの数字なのかというところが御理解いただけないのではないかと思いますね。

ですので、評価書の段階ではぜひ、それこそ前提となる情報ですから、しっかりと御説明いただければありがたいと思います。御検討いただければと思います。

○事業者 検討したいと思います。

○奥部会長 お願いいたします。

ほかはよろしいでしょうか。

(無し)

○奥部会長 挙手されてらっしゃる方はいらっしゃらないようですので、本日たくさん御質問をいただきましたので、次回に向けて、もう少し情報や資料を整理してお示しいただきたい御要望がありました点については、ご対応をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日御欠席の委員もいらっしゃいますので、事務局で御欠席の委員からのコメントを預かっていらっしゃいますでしょうか。

○藤間アセスメント担当課長 御欠席の委員の方からは、事務局でコメントなどは預かっておりません。

○奥部会長 分かりました。

では、ほかに御発言はないようですので、本日の審議は以上とさせていただきます。事業者の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、事業者の方は退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○奥部会長 では、最後に、その他になりますが、何かございますでしょうか。

(無し)

○奥部会長 ないようですので、これをもちまして第一部会を終わりにさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は、退出ボタンを押して退出してください。

(傍聴人退室)

(午後 4 時 57 分 閉会)